

令和 2 年 5 月 22 日現在

機関番号：13301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03426

研究課題名（和文）個人の情報の刑法的保護に関する研究

研究課題名（英文）Protection of Personal Information by Criminal Law

研究代表者

永井 善之（Nagai, Yoshiyuki）

金沢大学・法学系・教授

研究者番号：50388609

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,400,000円

研究成果の概要（和文）：個人に属する諸情報のうち、経済的利益に関する電子的情報を代表する暗号資産の法的な位置づけを確認し、この取り扱いに対する業法的な規制に加え、情報自体を行為客体として保護する法体系の構築が要請されうること等を明らかにした。また、これら諸情報の保護機能を果たしうる不正指令電磁的記録に関する罪について、その中核をなす不正指令電磁的記録概念に係る反意図要件及び不正性要件の具体的な意義ないし実質について、情報に係る侵害作用を生じるものではないという信頼を前提に把握されるべきこと、このような理解も本罪の社会的法益に対する罪としての性格との間に齟齬を生じるものではないこと等を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

個人に属する諸情報のうち、暗号資産に代表される通貨に類する機能を有する電子の財産情報の法的な位置づけを明確にしその法的保護の方向性を確認しえたことは、今後このような財産情報の活用的大幅な拡大が予想される現在にあって、個人の財産的価値とこれが流通する決済システムの安全性ないしそれへの信頼の刑事法的保護の在り方を明確にしえたと考える。また、不正指令電磁的記録に関する罪の法益と本罪の諸成立要件との関係性を明らかにしたことは同罪の中核をなす不正指令電磁的記録概念に係る反意図及び不正性の二要件の解釈適用に際しての重要な指針を示しえたと考える。

研究成果の概要（英文）：This study clarified the legal positioning of electronic data of economical profit, e.g., cryptocurrency, which largely spread in recent times. In Japan, the system of legal protection of this data is not enough, so this research concretely proposed to make such system. And this study also clarified the meaning or interpretation of electromagnetic records of unauthorized commands in the article 168-2 of Japanese Criminal Code. This interpretation is particularly important because the crimes of this articles can protect various electronic data.

研究分野：社会科学

キーワード：刑法 経済刑法 仮想通貨 暗号資産 不正指令電磁的記録 コンピュータ・ウイルス

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

わが国では 1970 年代には汎用コンピュータが官公庁や大企業にて本格的に活用され始め、様々な情報処理が大幅に迅速化、大量化したことに伴い、国民個人の情報の保護の必要性に係る社会的認識にも高揚がみられ、1980 年代までには法律学においてもいわゆるプライバシー権や個人情報の保護のための理論構築が試みられたことで、法制度的にもその一定の定着をみてきた。

しかし、前世紀末以降のデジタル技術の大幅な革新とそれに伴うパーソナルデバイス並びにインターネットの爆発的な普及、すなわち、従来までのコンピュータ単体（スタンドアローン）の高性能化とその普及による情報処理の高度化にとどまらず、これらコンピュータの極めて緊密かつ大規模なネットワーク化の実現は、従来までの個人の情報の保護の法的体系が前提としていた状況とは次元の異なる局面を生じることとなった。すなわち、一面において、従来個人情報として保護に値すると解されてきた諸情報は概ね当該個人のプライバシー等に係る情報、即ちいわば人格的利益に係る情報に限定されていたが、現在においては個人の保有する財産的価値そのものが電子化されつつあり、暗号資産（仮想通貨）に代表される、通貨に類似する決済機能を有する経済的利益に関する電子的情報が、個人に帰属する新たな保護対象情報の一つと考えられうるようになったことである。また、もう一つの面においては、前述のようなコンピュータのネットワーク化により、従来型の個人情報に対する場合も含め、これらの情報に係る侵害行為、すなわちその不正な取得や複製、漏洩、改変、毀損等の行為が、従来のように有体物の窃取や損壊等によらずともコンピュータ・ネットワーク上で容易かつ大規模に行われうるようになったことである。

2. 研究の目的

1. で示した事象は、近時のコンピュータの大規模ネットワーク化によって初めて生じた事態であって、刑事法的規制を用いた保護客体範囲や具体的な規制対象行為類型の如何等の考察はなお十分とはいえない状況にある。すなわち、前述の経済的利益に関する電子的情報はその財産的価値そのものという性格上、またそれがオンラインで用いられるという決済機能を有するものである点で、このようなネットワーク上でのその不正な取得や利用という事態の発生が容易に想起されるところであり（現実にも、例えば暗号資産については、その交換業者からの大規模流出といった事案が複数発生している）、その場合に想定される被害の甚大性に鑑みれば、高い抑止効も期待される刑事規制の可能性を検証する必要性は極めて高いと考えられる。

その一方、わが国の刑罰法規においては無体物たる情報自体に対する直接的な規律は、その保護という側面においても、規制という側面においても（例えばわいせつな情報の規制）、刑罰法規の明確性や適正性といった罪刑法定主義に基づく厳格な要請に鑑みたその適切な規律範囲の設定の困難性のゆえに、ほとんど行われていない。このような意味で、個人に係る諸情報の刑事法的保護に係る、立法論をも含む総合的研究をも将来的課題においた、その前提的考察をなす本研究としてはまず、電子的財産情報自体の法的性格の適切な捉え方を明確にすることを試み、次いで、このような情報の保護（これら情報のオンラインでの侵害行為に対する規制）機能を有しうる現行法上の犯罪類型、特に不正指令電磁的記録に関する罪（刑法第 2 編第 19 章の 2）の成立要件に係る考察を行うことを目的とした。

3. 研究の方法

前述の、経済的利益に関する電子的情報に係る法的規制については、主に比較法的考察という方法で研究を行った。すなわち、コンピュータ関連技術の最先進国であるとともに、いわゆるサイバー犯罪等の先端領域的課題に対しても先駆的な立法的対応をなしてきたアメリカをはじめとする先進諸外国における財産的情報の保護法制の把握、分析を行い、これとわが国での現行法制（民事を含む）との対象を試みた。

また、これらの情報をオンライン上保護する機能を果たしうる犯罪類型としての、不正指令電磁的記録に関する罪に係る研究については、本罪の中核をなす不正指令電磁的記録概念の具体的意義との関係で重要な意味をもつ近時の裁判例 2 件を取り上げ、その分析を通じて、本概念に係る諸要件の具体的内容を明らかにすることを試みた。

4. 研究成果

本研究により、経済的利益に関する電子的情報を代表する暗号資産については、その具体的意義として、「国家等の発行に係る法定通貨と異なりこれら発行者による価値保証は受けないが、一定条件下で法定通貨のように流通し、決済手段とされうる電子的な価値情報」と捉えうることを確認し、業としてこの取引に携わる者に業法的な規制を及ぼすとの対応が概ねの世界的趨勢であること、このような対応自体に合理性はあるが刑事法的観点からはマネーロンダリングの罪や業法規制の性格ないし法益の如何といった普遍的な課題を伴うものであること、他方でわが国でのその消失事件の続発にも示されるように、その利用者の保護との観点からの（刑事）法的規制体系の構築、とりわけ立法論として情報そのものを行為客体として保護する法体系の構

築の試みがわが国において要請されうること等を確認した。

また、わが国の現行刑罰法規における、ネットワーク上での情報保護機能を果たしうる犯罪類型である不正指令電磁的記録に関する罪については、その中核をなす不正指令電磁的記録概念に係る反意図要件及び不正性要件の具体的な意義ないし実質に不明確な側面が認められるところ、これら諸要件については人格的ないし財産的価値のある情報の窃取、流出、改変、毀損等を生じるものではないという信頼を前提に限定的に解釈されるべきこと、このような理解も本罪の社会的法益に対する罪としての性格との間に齟齬を生じるものではないこと等を明らかにした。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 永井善之	4. 巻 27
2. 論文標題 仮想通貨に対する法的規制について	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 犯罪と刑罰	6. 最初と最後の頁 175-195
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 永井善之	4. 巻 63
2. 論文標題 不正指令電磁的記録概念について（仮）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 金沢法学	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 永井善之
2. 発表標題 仮想通貨（暗号資産）と経済犯罪
3. 学会等名 第5回日中経済刑法研究会（国際学会）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----